

[事案 24-185] 終身年金支払請求

・平成 25 年 2 月 27 日 不受理決定

<事案の概要>

昭和 57 年に年金月額 92,500 円の終身年金保険に加入したつもりでいたが、実際には満期保険金 400 万円の養老保険となっていたとして、年金月額 92,500 円の終身年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、以下のとおり判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条第 1 項第 3 号および第 9 号にもとづき、申立てを不受理とした。

- (1) 本件の争点は、申立人と相手方との間において、昭和 57 年に締結された保険契約が終身年金保険であったのか、それとも、養老保険であったのか、という点にある。
- (2) しかし、今から約 31 年前（昭和 57 年）の事実の認定は、当事者の反対尋問権が保障され（民事訴訟法 202 条、210 条参照）、宣誓した上での虚偽の陳述には、証人については偽証罪（刑法 169 条）、当事者については過料（民事訴訟法 209 条）の制裁が課される、裁判所（訴訟）における証拠調べ手続きにより行うことが適当であり、そのような制度（手続）がない裁判外紛争解決機関である当審査会において行うことは著しく困難であり、当審査会の能力、役割を超えるものである。
- (3) また、申立人は、本件と同一の紛争につき、訴訟を提起し、申立人の敗訴判決が確定したことを認めているが、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条第 1 項第 3 号は、申立ての内容が確定判決と同一の紛争であるときは裁定を行わないこととすることができると規定している。